

(別紙様式4)

### 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)  
意見募集期間 : 令和6年12月27日～令和7年1月17日  
意見等の提出件数 : 3 件 ( 1人)

| 項目等                | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方  |
|--------------------|---|----|--|
| 第3部<br>第1章<br>実施体制 | <b>【P.28、29】</b><br>用語集P.118では、対策本部を「特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。」と記載しており、県対策本部と同等の組織を設置する場合は「対策本部」という名称を使わず、異なる組織にすべき。                       | 1  | <b>【意見を反映】</b><br>ご意見を踏まえ、本文、図表及び用語集を修正いたします。<br>特措法第22条に基づき県対策本部を設置するほか、兵庫県危機管理基本指針に基づき、必要に応じて任意の対策本部等を設置することとしています。                    |
|                    | <b>【P.28】</b><br>「政府対策本部が設置されたときは、市町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、…」という部分は、緊急事態宣言がなされたときには特措法第34条第1項に基づき市町村対策本部を設置しなければならないため、設置を検討する余地がない。削除してはどうか。 | 1  | <b>【意見を反映】</b><br>ご意見を踏まえ、用語集の「対策本部」に係る記載を修正いたします。<br>市町対策本部に関し必要な事項は、市町の条例で定めることとされており、条例や条例に基づく要綱等で定めた事項により、市町が独自で対策本部を設置するという意味になります。 |
|                    | <b>【P.16、17、20】</b><br>P.20に「知事を本部長とする『兵庫県新型インフルエンザ等対策本部』（以下『県対策本部』という。）」と記載しているが、すでにP.16及びP.17で「県対策本部」という言葉が使用されている。                           | 1  | <b>【意見を反映】</b><br>ご意見を踏まえ、本文を修正いたします。  |
|                    |   |    |  |